

（別紙）

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号 損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号 損害賠償等請求事件）

尋 問 事 項 （証人（報告者 T 氏名））

- 1 報告書（乙 A2・6～8 頁）を作成するに当たり、
 - (1) 控訴人本人に対し、連絡を取ったか。
 - (2) 控訴人本人に会ったことはあるか。
 - (3) 控訴人に対し、被控訴人 A らより聴取した内容を伝え、事情確認や事実確認を行ったか。行っていないのであれば、何故か。
 - (4) 行っていないのであれば、本人に対し事情確認や事実確認をいっさい行わずに密告を行うことが、精神保健福祉士の通常業務であるのか。
 - (5) 事情聴取を行った人物は誰か。
- 2 報告書（乙 A2・6～8 頁）を（医師 T クリニック名）に送付したか。
- 3 （医師 T クリニック名）を選択した理由。
- 4 昼夜を問わず、マンションの窓，壁，洗濯機などが叩かれる，住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される，脅迫言動が行われる，といった客観的証拠の存在する訴えは，医療により解決すべき，また，解決できる問題か。
- 5 上記行為等が連日行われる日常が，社会生活を平穩に過ごせる日常といえるか。
- 6 被控訴人 A 及び B に対し，「一日でも早く医者に診せてください。」と指示し，（医師 T クリニック名）を紹介したか。
- 7 その他，これらに関連する一切の事項。

以 上